

令和6年能登半島地震

住宅の応急修理 Q&A(事業者説明会での質問関係)

石川県土木部建築住宅課

令和6年1月29日

| | Q | A |
|---|--|--|
| 1 | 地震により屋根が損傷した、その結果雨漏りが発生し天井材等に浸水被害が及んだ場合は、修理・交換の対象として良いか。 | 地震によって被害を受けた屋根からの雨漏りによる被害であれば、対象となります。 修理にあたっては、屋根の修理を対象とした上で、内装の修理を実施してください。 |
| 2 | 液状化被害による住宅の沈下の修理は、対象となるか。 傾きを解消するために、ジャッキアップを行う必要がある。 | 液状化による傾斜住家の補修方法等について、以下のとおり整理させていただきます。 なお、本取扱いは R6 能登半島地震に限った取り扱いとさせていただきますのでご承知願います。 【対象となる傾斜住宅の補修方法】 ①硬質ウレタン注入工法 ②グラウト注入工法 ③アンダーピニング工法(ジャッキアップ) ④耐圧版工法(ジャッキアップ) ⑤プッシュアップ工法(あげ舞い工法) なお、①・②については、地盤改良とならないよう、日常生活に必要な最小限度の範囲で実施をお願いします。 ※必要最小限度の範囲を超えて実施された場合、地盤改良と判断され、応急修理の対象外となることがありますので、ご留意願います。 |